

東千葉メディカルセンター院内感染防止対策に関する取組事項

本取組事項は、東千葉メディカルセンター（以下「本センター」という）における感染防止対策及び感染症発生への対応等に関する基本方針である。本センターは全職員が本取組事項に則った、感染防止対策推進に真摯に取り組み、適切かつ安全で質の高い医療の提供を図ることを目的とする。

1. 本センターにおける感染防止対策に関する基本的な考え方

本センターは、救急医療・急性期医療を核とした地域中核病院であり、地域住民に信頼される高度で安全な医療を提供することを使命としている。この使命を果たすため、標準予防策の観点に基づいた医療行為を実践し、必要に応じて感染経路別予防策を適用することで、本センターの患者とその家族及び来訪者、職員を感染の脅威から守り、また未然に防止する。万が一、重大な問題となる感染症等が発生した場合、可及的速やかに特定・制圧・終息できるように対策を実施する。

また、感染症診療において抗菌薬が適正に使用されるよう推進する。これらの重要性を全職員が適切に理解し、本センターの共通課題として積極的に取り組む。

2. 委員会等の組織に関する基本事項

（1）感染管理委員会

本センターの感染管理に関する重要事項を審議・決定する中枢的な役割を担う組織として感染管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

委員会は毎月1回定例開催する。また、重大な問題が発生した場合、臨時で開催する。

委員会は以下の事項を審議・決定する。

- ① 院内の感染症等の実態把握のための調査及び点検に関する事項
- ② 院内の感染防止対策の立案、実施及び評価に関する事項
- ③ 重大な感染症発生時の対応に関する事項
- ④ 職員に対する感染防止対策の指導・教育に関する事項
- ⑤ 感染防止対策マニュアルの整備・実施に関する事項
- ⑥ 抗菌薬適正使用に関する事項
- ⑦ その他、院内の感染管理に関する事項

（2）感染制御チーム

感染防止対策の実践及び感染症発生時に迅速に対応する実働的組織として感染制御チーム（以下「ICT」という）を設置する。

（３）抗菌薬適正使用支援チーム

耐性菌の蔓延を抑制するため、本センターにおける感染症診療において適切な抗菌薬治療が行われるように監視・管理し、必要に応じて支援する組織として抗菌薬適正使用支援チーム（以下「ＡＳＴ」という）を設置する。

（４）感染管理室

センター長直轄の組織である。感染管理委員長が室長となり、院内感染管理者（感染管理看護師）及び事務職員を配置し、以下の業務を行う。

- ① 感染防止対策マニュアルの作成・改訂と実施状況の把握と支援
- ② 感染症発生動向の監視（サーベイランス）
- ③ 職員教育・研修会の企画、運営
- ④ 職業感染に関連した対応と情報管理
- ⑤ 職員の感染症に関連した健康管理の指導、支援
- ⑥ 職員のワクチン接種実施や推奨、抗体価検査等の実施と管理
- ⑦ 感染防止対策に関連する設備や物品、医療材料の提案等
- ⑧ 保健所や行政機関、地域の医療機関等との連携や調整等
- ⑨ その他、感染管理に関する事務

（５）感染制御マネージャー部会

院内において感染防止対策が適切に実施されることを目的に、各部門及び部署に感染制御マネージャーを配置し、感染制御マネージャー部会を設置する。感染制御マネージャーは各部門及び部署における感染防止対策の実施責任者として、ＩＣＴ、ＡＳＴと連携して感染防止対策推進、抗菌薬適正使用の推進及びこれらに関する周知徹底や普及啓発活動を行う。

（６）看護部感染制御リンクナース会

看護部内の部署における感染防止対策を積極的に実践する看護師で構成される。各部署の感染防止対策の現状や問題を把握し、ＩＣＴと連携して、現場での感染防止対策を積極的に実践、遂行する組織として看護部感染制御リンクナース会を設置する。

３．職員研修に関する基本事項

- （１）本取組事項「１．本センターにおける感染防止対策に関する基本的な考え」に基づき、全職員に感染防止対策の知識・技術の向上、周知徹底と普及啓発を図ることを目的に実施する。
- （２）職員研修は採用時研修のほか、年２回、全職員を対象に開催する。また、必要に応じて臨時開催する。
- （３）研修の開催結果を記録・保存する。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本事項

検査部は感染症発生状況や感染防止対策上、重要な耐性菌や病原微生物の検出状況等を速やかに担当医、関係部署へ報告し、適切な対策がとれるようにする。院内の感染症発生状況はICTと感染管理室が把握、情報を集約し、重大な問題となる感染症等の発生や、集団感染（アウトブレイク）の疑い・発生時には、センター長に速やかに報告し、対応できる体制をとる。

5. 感染症発生時の対応に関する基本事項

- (1) 感染症発生時は、発生した部門・部署の責任者が速やかに感染管理室に報告し対応する。
- (2) 感染症法に基づく届出の対象となる感染症が発生した場合、担当医は速やかに感染管理室に報告するとともに、所定の届出様式を記載の上、当該保健所へ報告する。
- (3) 職員の針刺し・切創、血液・体液曝露事象発生時は、部門・部署の責任者又は受傷職員本人が速やかに感染管理室に報告し対応する。
- (4) 委員会、ICT、感染管理室は感染症発生状況の把握及び情報収集に努め、職員への助言・支援を行う。必要な場合、臨時委員会を召集し対応を検討する。

6. 患者などに対する当該取組事項の閲覧に関する基本事項

本取組事項をセンター内に掲示する。また、本センターのホームページ上に掲載して常時閲覧可能とする。

7. 感染防止対策推進に必要な基本事項

- (1) 感染防止対策を推進するために、本センターにおける「感染防止対策マニュアル」を整備する。マニュアルは必要に応じて随時改訂を行う。
- (2) 全職員は感染防止対策マニュアルの遵守と実践に努める。
- (3) 全職員は自らの健康管理に十分留意し、定期健康診断の受診や推奨されるワクチン接種に努める。
- (4) 院内や地域の感染症発生に関する情報を全職員が共有し、異常を速やかに察知し、迅速に対応する。
- (5) 感染防止対策は患者とその家族及び来訪者の協力が必要不可欠であり、職員以外への普及啓発活動を積極的に行う。
- (6) 地域の医療機関、保健所、医師会と連携し、感染管理に関するネットワークの構築に取り組み、感染防止対策の質の向上を図る。

平成26年4月1日制定

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

令和6年8月1日改訂